

ウガンヌ前公園の 条例、協定を問う



答 自治会と連携し課題解決に協議を重ねていく

問 ウガンヌ前公園の条例及び協定について問う。

副町長 今後も自治会と連携を密にし、管理上の課題解決に向けた協議を継続していく。



ウガンヌ前公園の様子

問 ウガンヌ前公園の管理に関する条例第18条の維持管理

業務の範囲が不明確であり、曖昧な状態である。協定書や関連規定において、自治会が担う業務の範囲の不明確な点について見解を問う。

副町長 業務の範囲を詳細に定めないので、指定管理者が公園の状況やニーズに合わせた柔軟な対応が可能となることや、広場等の利用において指定管理者の裁量による創意工夫を促すことが出来ると考える。

問 条例第4条の利用時間について「7時～22時まで」と



石垣 大志 議員

規定されているが、夜間の治安や非行対策について、自治会単独での対応には限界がある。条例や管理協定には夜間の管理についての具体的な規定がなく、夜間における公園の治安対策や非行防止対策については、町としても対応する必要があると考えるが見解を問う。

副町長 夜間の管理について、町が契約している警備員の巡回パトロール及び東屋、トイレの施錠開錠を実施している。

問 条例第17条にある「町が支払うべき管理費用に関する

事項」と規定をされているが、具体的にどのような支援が行われるのか不明確となっており、自治会が負担する管理コストと、町が支援すべき範囲を明確化する必要があると考えるがどうか。

副町長 自治会が負担する管理費用は、光熱水費、トイレトーパーなどの衛生用品が該当する。本町が負担する費用は、施設の修繕、夜間警備、清掃用具等の提供となる。

問 同条例及び協定について、解釈や改正等について自治会と協議ができないか。

副町長 今後も自治会と連携を密にし、管理上の課題解決に向けた協議を重ねていく。